

～都外ナンバーの広告宣伝車を
走行させている皆様へ～

使用の本拠地の屋外広告物 条例をご確認ください！

- 車両の使用の本拠地の屋外広告物
条例で許可が必要とされている場合
⇒許可を受けていなければ、東京都
屋外広告物条例違反になります

東京都屋外広告物条例等では、都外ナンバーの広告宣伝車が都内を走行する場合、道路運送車両法の車両登録に係る使用の本拠地の位置の道府県等の屋外広告物条例の規定に従って表示することを条件としています。

本車両の広告物の表示が、当該道府県等の条例の規定に従い許可を受けているか、又は、条例上許可が不要な場合には条例の規定に従って表示しているかについて、ご確認をお願いします。

なお、当該道府県等の条例で許可が必要とされているにもかかわらず許可を受けていない場合は、都条例違反になりますので、必ず許可を受けてください。

【参考条文】

●東京都屋外広告物条例（抄）

(禁止区域又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等)

第 14 条 次に掲げる広告物等は、第 6 条及び第 8 条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。ただし、第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる広告物等については、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

二 電車又は**自動車の外面を利用する広告物等**

●東京都屋外広告物条例施行規則（抄）

第 13 条 条例第 14 条ただし書の規則で定める基準は、次の各号に掲げる広告物等について、当該各号に定めるとおりとする。

二 条例第 14 条第 2 号に掲げる広告物等

ハ 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県の区域(指定都市(地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。)、中核市(同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市をいう。以下同じ。))及び法第 28 条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域を除く。)、指定都市の区域、中核市の区域又は法第 28 条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域に存するものに、当該道府県、指定都市、中核市又は市町村の広告物等に関する条例の規定に従って表示するものであること。

問合せ先

東京都 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 屋外広告物担当
電話 03(5388)3335(直通)